

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月及び同年12月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月  
② 平成2年12月から3年3月まで

申立期間①については、会社を退職後すぐに市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、同時に保険料を納付した。申立期間②についても同様の手続をして、保険料は平成2年12月又は翌年の1月に市役所の窓口で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、オンライン記録によれば、申立人とその弟は、平成3年4月以降に連番で手帳記号番号が払い出されていることが推認できる上、同年4月を開始時期とする保険料の全額免除の申請手続を同年5月に行っていることも確認できるほか、申立人については2年9月に遡って国民年金被保険者資格が取得されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる平成3年5月の時点では、申立期間①及び②の保険料は過年度納付によらなければ保険料を納付することができなかつたものと考えられるが、申立人は、申立期間の保険料について、遡って保険料を納付した記憶が無いと申述している。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月から40年12月まで  
結婚をして会社を退職後、役場職員に勧められたため、昭和38年8月に国民年金に任意で加入するとともに保険料を納付した。保険料は、地域で国民年金の保険料を集金していた隣保班の班長に定期的（おおむね3か月ごと）に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、役場職員に勧められたため、昭和38年8月に国民年金に任意で加入するとともに保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金に加入し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は申立期間後の41年4月にA町（現在は、B市）で払い出されており、申立期間の大半の期間が被用者年金制度加入者の配偶者であった申立人は、当該期間の国民年金の加入は任意となることから、制度上、遡って国民年金に加入することはできず、保険料を納付することもできなかつたと考えられる上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は「保険料は、地域で国民年金の保険料を集金していた隣保班の班長に定期的（おおむね3か月ごと）に納付していた。」と主張していることから、手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料を遡って納付したことも考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年4月まで

私は、20歳前にA地からB地に転居して独り暮らしを始めたが、実家の母が未納になっていた申立期間の国民年金保険料を一括で納付していたことを知り、その後は自分で保険料を納付してきた。母が一括納付した申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が未納になっていた申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと申述しているところ、平成6年4月に開設されたC社会保険事務所（当時）の記号で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者記録から、7年8月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間の一部については時効のため保険料を納付することはできない。

また、申立人の母親は「時期は不明だが、未納となっていた10万円から20万円程度の保険料を一括して納付した。」と証言しているところ、上記手帳記号番号に係るオンライン記録及びD市国民年金被保険者名簿により、申立期間直後の平成6年5月から8年3月までの23か月分の保険料（合計26万2,500円）が過年度納付されていることが確認できることから、当該過年度保険料の納付を申立期間の保険料納付と誤認している可能性も考えられる。

さらに、申立人が20歳となったことに伴い、平成4年\*月に、当時D市を管轄していたE社会保険事務所（当時）の記号で前述とは別の手帳記号番号が払い出されているものの、オンライン記録及び被保険者名簿ともに申立期間の保険料が納付された形跡は無く、その記載内容に不自然な点

も見当たらない。なお、このほかに申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月から42年3月まで  
私は、20歳の頃に近所の人に勧められて国民年金に加入し、毎月集金により保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の頃に国民年金に加入し、毎月集金により保険料を納付していたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者記録から昭和40年頃に払い出されたものと推認できることから、この時点では、申立期間の一部の保険料は過年度保険料となり、通常、集金では過年度保険料を納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、国民年金被保険者名簿によると、昭和42年4月から43年3月までの保険料が、時効直前の44年7月に過年度納付されていることが確認できるほか、申立人の所持する国民年金手帳によると、43年4月から44年3月までの保険料が同年4月に一括納付されていることが確認できることから、毎月集金により保険料を納付していたとする申立人の申述とは整合しない。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付したとする当時の近所に居住していた知人の連絡先等も不明であることから、納付状況等を確認することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。



これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。